

認定歯科衛生士の資格更新について

認定歯科衛生士の資格の有効期限は、認定日の次の年の1月1日より5年間とする。有効期限日の次の年の3月末までに更新申請がなされた者についてその年の1月1日付けにて更新を認める。以後5年ごとに更新を要する。更新を受けなければその資格を停止する。

○資格更新の要件

- ・正会員であること
- ・資格更新ポイントの合計70ポイント以上
- ・ポイントの対象期間は資格の認定日の次の年の1月1日もしくは更新日より5年間とする
平成24年(2012年)に認定された認定歯科衛生士は、有効期限を平成29年末(2017年末)として必要なポイント数を70ポイント以上とする。

○資格更新ポイントの取得

- ①日本ヘルスケア歯科学会主催のシンポジウム等に1日参加：20ポイント
対象となるシンポジウム等については別途定める
演者となり発表した場合：1日30ポイント
- ②日本ヘルスケア歯科学会・公認団体の主催するミーティング、研修会等の1日研修に参加の場合：10ポイント
対象グループとなる日本ヘルスケア歯科学会公認グループは別途定める
対象となるミーティング、研修会等の1日研修については別途定める
演者となり発表した場合：1日20ポイント
- ③歯科衛生士育成コースの講師・スタッフを務める
スタッフ：1日10ポイント
講師：1日20ポイント
- ④会誌への投稿(筆頭著者)：20ポイント
- ⑤ニュースレターへの行事参加報告：5ポイント
- ⑥ニュースレター、ハイジタイムスへの記事投稿：10ポイント
- ⑦認定歯科衛生士として公益性のある活動した場合、日本ヘルスケア歯科学会事務局に申請があれば歯科衛生士研修委員会にて審査の上、最大20ポイントを与える。
- ⑧症例報告
カリエスリスクテスト症例を提出(1年で2症例まで)：5ポイント
歯周病治療症例を提出(1年で2症例まで)：5ポイント

○資格更新ポイントの申告

1年分を毎年次年3月末までに日本ヘルスケア歯科学会事務局に自己申告する。申告書式等については別途定める。

○資格更新手続き

資格更新ポイント申告書を日本ヘルスケア歯科学会事務局宛に提出する。
資格更新手数料 無料

○資格の回復

資格更新を行わずに資格停止となった者は下記の要件を満たして資格回復申請を行った場合、資格を回復できる。

- ・正会員であること。
- ・資格更新ポイントの合計20ポイント以上を申請の要件とする
- ・ポイントの対象期間は資格回復申請日の前の年の12月31日より過去2年間とする

資格回復申請は随時行うことができる。回復した資格の有効期限は、回復日の次の年の1月1日より5年間とする。
資格回復申請手数料 1万円

なお、オピニオンメンバー会議の議を経ていないが、コアメンバー会議(2014.4.11)は、出産・育児に拘束される時間のある場合は、更新の年限を2年間猶予することを決めている。